

任意継続保険料の納付方法について

当健康保険組合での、毎月の保険料の納付方法は下記のとおりとなります。

任意継続期間 2 年間の保険料について、各々の事情にあった方法をご選択ください。

I. 毎月ごとに納付する

1. 口座振替（みずほ銀行のお口座のみ対応可能です）

保険料がご登録のお口座より自動的に引き落とされる制度「預金口座振替制度」を実施しております。申込書（預金口座振替依頼書）は、口座振替をご選択いただいた方にお送りいたします。手続きが完了しましたら、前月末日（銀行休業日の場合は翌営業日）引落しにて開始させていただきますので、残高にご留意くださいませ。残高不足にて引き落としができなかった場合は、再振替はいたしませんので、当月 10 日（銀行休業日の場合は翌営業日）までにお振込みをいただきますようお願い致します。

2. 毎月納付（都度）

毎月 10 日までに納付いただきます（銀行休業日の場合は翌営業日）。

毎月の保険料請求書の発送はしませんので、振込み忘れにご注意ください。

納付期限までにご入金を確認できない場合は、自動的に資格喪失となりますため、十分にご注意くださいますようお願い致します。

II. 一定期間分の保険料を一括前納する（前納制度）

3. 6ヶ月前納（4月～9月もしくは10月～翌年3月）

4. 12か月前納（4月～翌年3月）

前納していただくことにより、保険料の割引（約 1%）を適用するものです。

納付期限は、それぞれ対象期間の開始月前月末日となります。

下記注意事項に留意の上、ご選択ください。

《 前納に関する注意事項 》

- * 前納制度を利用された場合、再就職や死亡以外の理由で払戻はできません。
- * 保険料の口座振替制度の利用はできませんので、ご自身でお振込みください。
- * 保険料は年度末で改定となることがあります。一定期間内に年度末月（3月）となってしまう場合、一定期間未満での前納となります。

※いずれの納付方法も、資格取得月は月納となり、その月の納付期限は健保組合より指定させていただきます

※保険料は退職時の標準報酬月額により決定致します。詳しくは健保組合までお問い合わせください。